

交野市放課後児童会運営委員会会則

(目的)

第1条 交野市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営を円滑に行うため、交野市放課後児童会条例第10条第1項の規定により、児童会の運営に関し調査及び審議することを目的として、交野市放課後児童会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、市長の求めに応じ、次の事項について調査及び審議する。

- (1) 児童会の運営に関すること。
- (2) 育成活動費に関すること。
- (3) 児童受入に関すること。
- (4) 異議申立の審査に関すること。
- (5) その他、児童会に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 小学校長
- (2) 小学校PTA会員
- (3) 区長
- (4) 知識経験者
- (5) 子ども会育成連絡協議会
- (6) 青少年指導員会
- (7) 入会児童の父母
- (8) 市職員
- (9) 教職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員)

第5条 運営委員会に、会長、副会長各1名及び監事2名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総括し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、本会に納入された育成活動費の経理について監査を行う。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、児童会の運営の総合的な推進に係る方策に関し、具体的な施策等を検討するため、部会を設置することができる。

5 前項の部会は、運営委員会に属する委員から運営委員会の会長が指名する委員10人以内をもって組織し、部会の役員及び会議については、第5条第1項から第4項及び第6条第1項から第3項について準用する。この場合において第5条第1項、第3項及び第6条第1項から第3項中「運営委員会」とあるのは「部会」と読み替え、第5条第1項から第4項及び第6条第1項中「会長」及び「副会長」とあるのは、それぞれ「部会長」及び「副部会長」と読み替える。

(異議申立審査会)

第7条 各種決定に対して保護者から異議申立が行われたときは、その内容を審査するために、運営委員会内に異議申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員5名で組織し、会長、副会長及び会長が指名する者をもって組織する

3 審査会は、3人以上の委員出席がなければ会議を開くことができない。

(育成活動費)

第8条 児童会入会児童の健全な発育を助長するため育成活動費を徴収する。

2 育成活動費は、運営委員会において管理する。

3 育成活動費の金額は、児童1人につき月額3,010円とする。

4 育成活動費は、毎月末日までに指定口座に納入しなければならない。

5 育成活動費の減額又は免除は行わない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、青少年育成課において処理する。

(委任)

第10条 この会則で定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この会則は、昭和56年2月6日より施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成13年12月11日より施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和3年7月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和3年8月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和3年11月1日より施行する。